

令和4年度

茨木市監査結果報告書

令和4年11月

茨木市監査委員

監 報 第 6 号  
令和4年11月16日

茨木市議会議長  
大 野 幾 子 様

茨木市監査委員	定 兼	徹
同	伊 藤	真 紀
同	塚	理
同	安孫子	浩 子

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

## 第1 監査の期間

令和4年7月15日～8月23日

## 第2 監査の対象

下記の団体の令和3年度の補助金等に係る出納その他出納に関連した事務  
【財政援助団体】

- 特定非営利活動法人生活サポート  
（コミュニティデイハウス事業補助金）  
所管部課 健康医療部 長寿介護課
  
- 特定非営利活動法人健康と安心子育てを進める市民活動ツインズ  
（地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金）  
所管部課 こども育成部 子育て支援課
  
- 株式会社Next Edge  
（放課後児童健全育成事業補助金）  
所管部課 こども育成部 学童保育課

## 第3 監査の着眼点

監査は、補助金等が、必要性や交付の目的に沿って適正かつ効率的に執行され、十分効果を上げているかなどに着眼点を置き、実施しました。

## 第4 監査の実施内容

監査は、団体から関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取することにより行いました。

## 第5 監査の結果

交付された補助金等について、出納その他出納に関連した事務の執行に関し、監査した限りにおいて、次に掲げる指摘事項及び委員意見を付す事例が見受けられました。また、その他にも、口頭等で注意を促しました。

なお、指摘事項及び委員意見は全て監査実施時点のものです。

○ 特定非営利活動法人生活サポート

(1) 団体概要等

高齢者や社会的弱者に対して、住み慣れた街で安心して生き生きと暮らしていけるよう、生活上の不便解消、安全対策、社会参加支援などの生活全般の相談、助言、サポート、教育に関する事業を行い、それらの方々の生活防衛に寄与することを目的とされています。

平成26年度に街かどデイハウス事業を開始し、令和元年度にコミュニティデイハウスに移行されました。

(2) 補助対象事業      コミュニティデイハウス事業補助金

(3) 補助金交付額      5, 1 7 2, 3 1 8 円

(4) 交付年月日      令和3年4月26日

(5) 監査結果

【指摘事項】

- ・ 利用料について、1時間単位100円、1日単位400円、食事代400円（補助金交付申請書【6】及び実績報告書【6】）と定めていますが、規定どおり徴収していない事例が多数見受けられました。
- ・ コミュニティデイハウスの利用者の利用時間数について、スタッフが事業に従事し、報償費の支払われている時間を、利用時間数に重複して計上している事例が多数見受けられました。
- ・ 小口現金出納簿の11月1日以降の残高が全て不正確な金額となっていました。
- ・ 預金出納簿には「小口金出金」との記載があり、実際に預金口座からの出金があるにもかかわらず、小口現金出納簿には入金記載がない事例が見受けられました。
- ・ 利用料等の入金について、小口現金と一括にして扱わないようにしてください（街かどデイハウス・コミュニティデイハウス監査・会計に関する事務について）とされていますが、利用料及び食事代の入金管理を小口現金出納簿で行っていました。
- ・ 入金が発生した際には、手元に現金を保管せず、できるだけ速やかに街デイ・コミデイの専用口座へ入金してください（街かどデイハウス・コミュニティデイハウス監査・会計に関する事務について）とされていますが、4月

から7月分の利用料を口座に入金していませんでした。

- ・ 収支決算書の前年度繰越金について、令和4年3月31日時点の預金口座残高及び小口現金出納簿残高の合計額を記載しており、令和4年4月以降に発生した前年度事業に関する収支を加味していませんでした。
- ・ 人件費について、報酬単価を誤って支払っている事例が見受けられました。

#### 【委員意見】

- ・ 小口現金出納簿に記載誤りや記載漏れがあり、帳簿残高と現金が一致していない状態が長期間続いていたにもかかわらず、権限者が確認印を押印していました。事故防止の観点から、現金の実際の有高と帳簿を都度突合してください。
- ・ 出金伝票に代表者が押印していない事例が見受けられました。  
実務上、伝票の作成及び確認を会計責任者のみで行い、権限者による承認は事後にまとめて行う場合があるとのことですが、会計処理を一人で行うことは望ましくありません。事故防止の観点から、常に複数人で確認できる体制を構築することを検討してください。
- ・ 内容の記載がない白紙の出金伝票に、担当者及び代表者が押印している事例が多数見受けられました。このような伝票を作成すると、権限者の承認を得ずに出金することが可能となり、不適切な会計処理につながります。厳に慎むとともに、入出金にあたっては、必ず伝票内容を確認したうえで押印してください。

#### 長寿介護課

#### 【委員意見】

- ・ 一般的に、小口現金とは、都度発生する少額の支払いに対応するために便宜上保管しておく現金のことであり、支払いに期日が設けられるような請求や人件費の支払いは、別に出金、支払処理をするものであり、小口現金から支払うものではない。  
しかしながら、街かどデイハウス・コミュニティデイハウス監査・会計に関する事務マニュアルにおいて、口座引落とし以外の出金は全て小口現金で処理すべきとの誤解を招く表現となっていた。記載内容について整理されたい。
- ・ コミュニティデイハウスの利用者の利用時間数について、スタッフが事業に従事し、報償費の支払われている時間を、利用時間数に重複して計上している事例が多数見受けられた。利用時間数は補助金額を算定する重要な要素であることから、毎月の利用実績報告の内容確認を適切に実施されたい。

○ 特定非営利活動法人健康と安心子育てを進める市民活動ツインズ

(1) 団体概要等

親子と地域に住む人々に対して、子育てと健康に関する事業を行い、もってよりよい地域社会づくりを図ることに寄与することを目的とされています。令和2年に特定非営利法人化されました。

(2) 補助対象事業 地域子育て支援拠点（ひろば型）設置運営事業補助金

(3) 補助金交付額 9,962,000円

(4) 交付年月日 令和3年4月26日  
令和3年10月25日  
令和4年1月25日

(5) 監査結果

【指摘事項】

- ・ 従業員の出勤日数及び出勤時間数について、スタッフ賃金等支払明細、交通費請求書及び賃金台帳間で、相互の記載内容が一致しない事例が見受けられました。
- ・ 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない（労働基準法第34条第1項）とされていますが、休憩時間を与えていない事例が見受けられました。
- ・ 日々の一時預かり利用料について、利用料専用の出納簿に記帳する（茨木市地域子育て支援拠点事業ひろば型会計事務マニュアルP.13）こととされていますが、出納簿を作成していませんでした。
- ・ 日々の一時預かり利用料について、できるだけ速やかに（週単位または月単位）ひろば専用口座に入金してください（茨木市地域子育て支援拠点事業ひろば型会計事務マニュアルP.13）とされていますが、入金伝票の起票及び口座への入金が遅延していました。
- ・ 入金伝票に記載の出金額と、領収書の領収金額が一致しない事例が見受けられました。

【委員意見】

- ・ 現金出納簿の繰越残高が誤っている事例が見受けられました。正確な会計処理のため、また事故防止の観点から、権限者が都度確認し、確認したこと

の記録を残すことを検討してください。

- ・ つり銭用現金として2万円を出金して保管していましたが、金種票等を作成していませんでした。

つり銭用現金であれば、保管額の増減は生じませんが、保管額に誤りがな  
いかや、金種が偏っていないかを都度確認する必要があります。

今後もつり銭用現金を保管するのであれば、金種票を作成するなど管理の  
記録を残すとともに、事故防止の観点から、権限者が都度確認し、確認した  
ことの記録を残すことを検討してください。

- ・ 手元で保管していた現金を支払いに充てた事例が見受けられましたが、出  
納簿を作成していませんでした。都度発生する少額の支払いに対応するた  
めに手元で現金を保管する場合は、小口現金として管理し、小口現金出納簿を  
作成するようにしてください。また、事故防止の観点から、権限者が都度確  
認し、確認したことの記録を残すことを検討してください。

- ・ スタッフの出勤時間及び退勤時間の記録が適切にされていませんでした。  
出退勤時間は日々出勤簿に記録し、管理を正確に行ってください。

また、地域子育て支援拠点（以下「ひろば」といいます。）及び一時預か  
りに従事するスタッフについて、事業別の各開設日の従事者名や従事時間等  
を記録していませんでした。

ひろば及び一時預かりについては、それぞれ定められた人数を配置する必  
要があり、一時預かりについては保育士の配置も必要です。事業の実施要件  
を満たしているかを確認する上でも、記録は必要ですので、日誌等に記載す  
るなどし、記録を正確に残すようにしてください。

## ○ 株式会社Next Edge

### (1) 団体概要等

IT・教育サービス業の企画運営を行うため、平成30年9月に設立されました。  
大阪府北摂地域を中心に学童保育事業を展開されています。

### (2) 補助対象事業 放課後児童健全育成事業補助金

### (3) 補助金交付額 9, 193, 700円

### (4) 交付年月日 令和4年4月25日 令和4年5月25日

## (5) 監査結果

### 【指摘事項】

- ・ 収支予算書及び収支決算書について、収支が赤字になり一時借入金等で補填する場合は、その金額及び借入先を収支予算書（収支決算書）に記載する（茨木市放課後児童健全育成事業補助金申請の手引き 7 及び 9）とされていますが、収支の赤字にかかる補てんを記載していませんでした。

## 学童保育課

### 【委員意見】

- ・ 本件補助金において、令和 4 年 4 月 6 日に概算払交付の請求を受け、同年 4 月 7 日に支払処理を行っており、その概算払を必要とする理由は「事業運営を安定的に行うため」とのことである。しかしながら、概算払交付請求のあった日は事業完了後であり、事業運営を安定的に行うためという概算払を必要とする理由では整合性がとれていない。本件補助金補助要綱第 7 では、請求を受け審査の上適当と認めた場合に補助金を交付すると規定している。補助金事務の適切な執行について検討されたい。
- ・ 本件財政援助団体の事業に係る収支について、本市の補助金交付を含めても、大幅に支出超過していた。事業収支の報告だけでなく、団体の決算状況等を把握し、事業の目的を踏まえた、適切な対応を検討されたい。  
また、他の団体においても、団体全体の決算資料や、補助対象事業の収支を客観的に明示した資料の提出をもとめ、同様の状況が発生していないかの把握に努められたい。
- ・ 本件補助金の対象経費について、経費の内容や範囲といった部分で、対象として認めるか否かの基準の明確化が不十分であるため、適正な補助金執行であるかに疑義を生じさせる事例が見受けられた。公金の執行として市民に疑念を生じさせないように、基準の明確化を図られたい。